

賛同者の皆様へ

受信料支払いの再開と当会の解散・新しい組織の立ち上げについて

「NHK受信料支払い停止運動の会」呼びかけ人

I. お知らせの要旨

当会が発足してまもなく2年が経過しますが、昨年来、会の事務局および呼びかけ人で協議を重ねてきた結果、来る1月29日に言い渡されるNHK裁判判決を区切りとして、当会はNHK受信料の支払い停止を解除し、支払い再開に踏み切ることを決定しました。それに伴い、当会が発足して2周年にあたる2月8日を以って受信料支払い停止を掲げて活動してきた当会を解散し、新たに、受信料を支払いつつ政治的商業的圧力から自立した真の公共放送を築き上げることを目指す視聴者運動体を立ち上げることを決定しました。

2月8日に、対外的に正式の発表をする予定ですが、それに先立ち、以下、この決定に至る経過と決定の理由をご説明し、皆様のご了解とご協力をお願いする次第です。

II. 当会の活動の経過と到達点

- (1) 当会は、一昨年2月8日に発足して以降、数回にわたって単独で、あるいは他の市民団体と共同で、E T V番組改ざん問題によって露見した政治に弱いNHKの体質を改めさせるため、①番組の事前説明はしないことを「NHK倫理・行動憲章」に明記する、②問題のE T V番組がどのように改ざんされたかを検証できるように、改ざん前後のテープを再放映する、あるいは当事者、第三者が出演する検証番組を企画し、放送するか、第三者機関を設置して改ざんの調査を行い、その結果を公表すること、を申し入れてきました。その際、NHKがこれら2つの申し入れに応える措置を講じるまで、受信料の支払いを停止することをNHKに通告しました。

しかし、NHKはこうした申し入れに対し、「政治家の圧力で番組内容を変更したことはこれまでもなかったし、これからはしない。お伺いを立てるような事前説明はしない」という木で鼻をくくったような回答を繰り返してきました。

- (2) 「これまでも政治の圧力や働きかけによって番組内容を変更したことはない」というNHK会長の一連の発言は、NHKの歴史を顧みない偽りの強弁であることは明らかです。私たちは、E T V番組改ざんの過程を開かれた場で検証することを含め、過去の反省の上に立って、「これからは政治からの自主自律を堅持する」という明確な回答、それを担保する、より具体的な措置をNHKに求める意

思に変わりはありません。ましてや、止まることのない金銭的不祥事とともに、政治的圧力に毅然とした対処ができない体質をそのままにして受信料の取立てに執心するNHKを厳しく批判し、昨年春・秋の2度にわたって「受信料督促ホットライン」を設けて、全国から寄せられた相談に応じました。また私たち自身も、民事督促を受けた場合は毅然と異議申し立てをして裁判で争う意思を表明してきました。

- (3) 現に、当会はNHKが受信料取り立てのための民事督促を強行しようとするのに対抗して、一時期、NHKを相手どって、受信料の支払い義務不存在の確認を求める裁判を起こすことを検討し、事務局メンバーが弁護士と2度協議を行いました。

しかし、残念ながら、現在の司法の下では提訴が受理される可能性、勝訴の可能性がともに低いという弁護士側の助言もあって、提訴に踏み切るには至りませんでした。

- (4) その一方で、NHKは昨年1月25日に発表した新経営計画の中で、「NHKの予算・事業計画の国会承認を得るにあたっては、会長以下全役員は、放送の自主自律の堅持が、信頼される公共放送の生命線であるとの認識に基づき業務にあたります」という規律を新たに明記しました。また、昨年3月30日にNHKが公表した新放送ガイドラインでもこれと同様の規律が明記されました。

ここで、予算・事業計画の国会承認を得るにあたっての自主自律といえは、政治からの自立を指すことは明らかです。こうした規律が公共放送にとっての生命線と明記されたことは、当会を含む全国の市民団体、メディア関係団体がNHKに対し、政治からの独立を求める運動を続けてきたことの成果と評価してよいと思います。

Ⅲ. 支払い再開と当会の解散を決定した理由について

- (1) 以上のような経過を踏まえて判断しますと、近い将来にNHKから、いままで以上に前進した見解なり措置を得ることは困難な状況になっていると考えられます。このような状況の中で支払い停止を続けるとなれば、支払い停止運動は出口の見えない長期化の様相を呈する可能性があります。

- (2) むしろ、今後は、上記のⅡ(4)で挙げた視聴者に対するNHKの公約ともいえる新放送ガイドラインを土台にして、NHKが経営や番組編成の面でこのガイドラインに一致した行動をするよう促す運動を盛り上げていくことが賢明と考えられます。また、その点では、NHK内部で良質の番組制作に努力している職員を激励し、連携する活動にも注力することが必要です。

(3) さらに、NHKを取り巻く最近の状況は、衆参総務委員会での山本順三議員や柏村武昭議員によるNHK人事・番組制作に対する不当な政治介入発言、あるいは菅総務大臣による国際放送命令に見られるように、NHK対視聴者という2極対峙の構造から、視聴者対NHK対政治・行政という3極対峙の構造に変化しています。こうした状況のなかでは、いかに政治的圧力があろうとも自立した放送に徹するようNHKを促すとともに、NHKを政府広報機関化しようとする政権のメディア戦略にも対峙していくことが求められています。

また、受信料不払い・保留の増加を逆手にとって、受信料義務化へと放送法を改悪する動きが行政主導で進められています。私たちはこうした動きにも目配りしながら、受信料を払っている視聴者と連携して、政権のメディア戦略を見据え、より広い視点から運動を展開していく必要があります。

IV 支払い再開を呼びかけるにあたって

(1) 当会は呼びかけ人、賛同者一人一人の自発的意思に基づいて受信料の支払い停止を掲げて活動をしてきました。したがって、支払い再開の是非は最終的には皆様各自の判断に委ねられるものです。また、今の時点で支払いを再開すべきかどうかについて種々ご意見があることと思います。

しかし、当会の呼びかけ人に名前を連ねた私たちは、上記のような理由から、1月29日に言い渡されるNHK裁判の控訴審判決を区切りとして支払い再開に踏み切るのが最善の策と判断しました。賛同者の皆様もこの判断にそって行動を共にしてくださるよう、お願いいたします。

(2) ただし、当会はここで支払い再開を呼びかけるといっても、支払う意思はありながら、経済的な理由で滞納分を一括では支払えない方々が少なくないことを承知しています。昨年10月に当会が開設した受信料督促ホットラインには延べで1000件の相談・意見が寄せられました。そのなかには、単なる「不公平感」、「お隣が払っていないから」という理由で片付けられない事情を抱えた方（年金だけが頼りの高齢単身・夫婦のみ世帯、夫婦のいずれかが病気治療中の世帯、障害者を抱えた世帯、母子家庭、不況で困窮された零細事業者など）が少なくありませんでした。

こうした事情は昨年12月9日にホットラインの相談内容を集約し、質問を添えてNHKに提出した文書の中でも記載しましたが、今回、NHKに支払い再開を通知する文書（その内容については目下、呼びかけ人で協議中です）でも、この点に触れ、支払い免除の対象の拡大あるいは分割払いの採用などを申し入れます。

(3) 最後に、この支払い再開にあたり、私たち呼びかけ人は賛同者の皆様に次のことを要望いたします。

①会の発足時の呼びかけ文に記しましたように、会の呼びかけに応じて支払い

を停止された時点（一昨年2月）に遡って受信料の支払いを再開していただきたいということ。

②今後の支払いは口座引き落としではなく、可能なかぎり、訪問集金の方法を選び、集金人と対話の機会を設けていただきたいということ。

IV. 新しい視聴者運動体の立ち上げについて

(1) 新しい組織は当会の活動を継承するという趣旨で、当会のメンバーを主にして立ち上げられるものですが、新メンバーの参加も募る独自の組織として位置付けられるものです。

そのような位置付けで目下、立ち上げの準備を進めています。今の会の解散を発表する2月8日には、新しい会の趣旨書(呼びかけ文)と新しい会の活動方針、組織体制についてもあわせて発表する予定です。賛同者の皆様には発表に先立ち、これらの文書をお知らせいたします。

(2) 新しい組織の活動内容は上記の各文書で明らかにする予定ですが、当会が取り組んできた次の2点は新組織に引き継がれることにしました。

①NHKが新放送ガイドラインに明記した、政治からの自立を公共放送の生命線とするという規定を拠り所にして、NHKが国会での予算承認を得る場面等で現実にこの規定が遵守されているかどうかを監視する活動

②今後、不払い者への民事督促が全国に広げられる際には、なお、不払いを続ける視聴者あるいは督促に異議申し立てをして裁判で争う視聴者の相談に応じる体制を組むこと。

この相談体制は支払い回避の術をアドバイスするものではなく、公共放送の意義を理解し、受信料を支払う意思はあるものの、経済的事情から多額の滞納を抱えて困惑した方々の相談に応じたり、様々な理由から不払い・支払い停止をしてこられた方々と対話の機会をもち、自立した公共放送を目指す運動の輪を広げる一環として位置づけるものです。

(3) なお、当会の解散にあたっては、以下のような事務報告を行うことにし、目下、その準備を進めています。

①会計報告と残金の処理

なお、解散時に残金が生じた場合は、それを新組織への寄付として処理することにしました。

②当会のサイトその他の処理

当会のサイトは新組織に移管し、これまでの活動の経過を閲覧できる状態にとどめることになりました。ただし、新組織は今後の情報発信の場として独自のサイトを開設する準備を進めています。当会の電話(名義変更が必要)は新組織に引き継ぐことにしました。当会の振込み口座、私書箱は閉鎖しま

す。

- (4) 当会は発足2周年となる本年2月8日をもって解散します。この場を借りまして、賛同者の皆様からいただいた、これまでの激励・叱責に厚くお礼を申し上げますとともに、引き続き、新組織に入会いただき、道半ばの視聴者主権、自立した公共放送に向けて **NHK** を改革する運動にご参加くださるよう、お願いいたします。

以上